

千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター指定管理者審査基準

審査基準は、「必須項目」と「一般項目」に大別し、必須項目は標準に満たない場合は失格とする足切基準及び提案内容の優劣の比較基準を兼ねるものとし、一般項目は提案内容の優劣の比較基準とする。

【必須項目の審査】

- ・「1点」を標準とし、優れたものについては特に加点する。各項目とも3点満点とする。
- ・標準に満たない場合は0点とする。意見聴取した外部有識者等の過半数が0点を付けた審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格とする。
- ・また、失格とならない場合は、その評点は一般項目の評点と併せて、優劣の比較に用いる。

| 選定基準 | 審査項目 | 審査内容 | 配点 | 確認事項 | |
|--|----------------------------|--|----|--|--------------------------|
| 事業計画書の内容が県民の平等な利用を確保することができるものであるか (指定手続条例第3条第1号) | 施設の設置目的及び県が示した管理の方針 | 施設の設置目的を理解しているか | 3 | 事業計画書1「団体の概要」 事業計画書2「施設の管理運営に対する基本的な考え方等」 事業計画書3「利用者へのサービス向上に対する基本的な考え方と具体的な方策」 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類 | |
| | | 県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか | 3 | | |
| | | 経営理念やコンプライアンスの取組等、団体の経営モラルは適切か また、法令違反等にかかる行政指導または不利益な行政処分を受けたことがないこと | 3 | | |
| | 平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果 | 事業内容等が一部の県民、団体に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか | 3 | | |
| 障害のある人への配慮は適正か | 障害のある人への配慮 | 障害のある人への配慮が適切になされているか | 3 | | |
| 個人情報取扱は適正か | 個人情報保護の取組 | 個人情報保護のための適切な措置がとられているか | 3 | | 事業計画書4「個人情報保護のための具体的な方策」 |

【一般項目の審査】

・外部有識者等の評点を集計した結果、合計点が60点を下回り、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格とする。

| 選定基準 | 審査項目 | 審査内容 | 配点 | | 確認事項 |
|--|-----------------------------|--|----|----|--|
| 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に効果的に効率的に発揮させるものであるか。 (指定手続条例第3条第2号) | 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 | 年間の広報計画の内容は適切か | 4 | 39 | 事業計画書5「利用者の増加を図るための具体的な方策」 |
| | | 利用者増加への取組内容は適切か | 3 | | |
| | | 地域、関係機関、ボランティア等との連携方法（利用者指導できる者の参加を含む）は適切か | 5 | | |
| | サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 | サービスの向上のための取組内容は適切か | 5 | | |
| | | 募集要項に示した内容への提案は適切か | 5 | | |
| | | 全体的に施設の整備、機能を活用した内容となっているか | 4 | | |
| | | 自主事業の提案は、公の施設の設置目的の達成に資するものとなっているか。また、指定管理業務を妨げない範囲となっているか | 4 | | 事業計画書3「利用者へのサービス向上に対する基本的な考え方と具体的な方策」 |
| | 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 | 求めている内容が事業計画書で提案されているか | 3 | | 事業計画書6「自主事業の計画等」 |
| | | 施設管理、安全管理は適切か | 3 | | 事業計画書7「施設の維持管理の内容・方法及び安全管理・事故防止のための具体的な方策」 |
| | | 維持管理は効率的に計画されているか | 3 | | 事業計画書8「運営経費の削減を含む維持管理の効率化に対する考え方と具体的な方策」 |

| | | | | | |
|---|----------------------------|---|----|----|--|
| | 管理に係る経費の縮減効果 (又は収益性の確保) | 県が想定した参考金額をどの程度下回っているか | 10 | 20 | 事業計画書3「利用者へのサービス向上に対する基本的な考え方と具体的な方策」 事業計画書7「施設の維持管理の内容・方法及び安全管理・事故防止のための具体的な方策」 事業計画書8「運営経費の削減を含む維持管理の効率化に対する考え方と具体的な方策」 事業計画書9「管理運営費計画」 |
| | | 運営経費の削減を含む維持管理の効率化の内容は必要なサービス提供と比較して適切か | 10 | | |
| 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力(人員、財政的基盤等)を有しているか。 (指定手続条例第3条第3号) | 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 | 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図れているか | 3 | 30 | 事業計画書3「利用者へのサービス向上に対する基本的な考え方と具体的な方策」 事業計画書7「施設の維持管理の内容・方法及び安全管理・事故防止のための具体的な方策」 事業計画書8「運営経費の削減を含む維持管理の効率化に対する考え方と具体的な方策」 事業計画書9「管理運営費計画」 |
| | | 収支計画の実現可能性はあるか | 3 | | |
| | | 販売費及び一般管理費の額は適正か | 3 | | |
| | 安定的な運営が可能となる人的能力 | 人員配置等管理運営体制は適切か | 3 | | 事業計画書10「職員の配置体制及び雇用・確保の方策」 |
| | | 職員採用、確保の方策は適切か | 4 | | |
| | | 職員の指導育成、研修体制は十分か | 4 | | |
| | 安定的な運営が可能となる財政的基盤 | 団体の財務状況は健全か | 3 | | 財務諸表など団体の財務状況を明らかにする書類 法人税などの納税証明書 |
| | | 金融機関、出資者等の支援体制は十分か | 3 | | |
| | 類似施設の運営実績 | 実績からして、本件施設を良好に管理運営できる可能性はどうか | 4 | | 事業計画書12「類似施設の運営実績」 |

| | | | | | |
|-----|------------------|---|---|----|---|
| その他 | 不測の事態の 際の対応能力 | トラブルや苦情への対応は適切か | 3 | 11 | 事業計画書13「トラブルや苦情の未然防止と処理方法」 |
| | | 地震や火災などの非常時の対応は適切か | 3 | | 事業計画書14「地震や火災などの非常時の対応方法」 |
| | 調査研究 | 障害のある人のスポーツ、レクリエーションの活動及び文化活動の普及に関する調査及び研究の計画内容は適切か | 5 | | 事業計画書15「障害のある人のスポーツ、レクリエーション及び文化活動の普及に関する調査及び研究の計画」 |

グループ応募に係る団体審査基準

| 選定基準 | 審査項目 | 審査内容 | 配点 | 確認事項 |
|---|--------------------|----------------------------|----|---|
| 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力（人員、財政的基盤等）を有しているか。 （指定手続条例第3条第3号） | グループで応募する団体に係る確認事項 | グループの設立の経緯は明らかになっているか | 10 | グループ（共同体） 応募届 グループ構成団体 業務分担表 グループ（共同体） 協定書 |
| | | グループ応募する必要性・理由は妥当なものか | 10 | |
| | | 構成団体の役割分担及び責任分担は明らかになっているか | 10 | |
| | | 構成団体の人員配置は妥当であるか | 10 | |
| | | 各団体の経費配分は妥当であるか | 10 | |

※各項目の必要点数は5点以上とし、かつ、合計の点数が35点以上で適格とする。